

指定介護老人福祉施設緑樹苑運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑樹会が設置経営する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入所定員)

第3条 施設の、入所定員は70名とする。

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

(1)	施設長	1名
(2)	事務員	2名以上
(3)	生活相談員	1名以上
(4)	介護職員	26名以上
(5)	看護職員	4名以上
(6)	機能訓練指導員	1名
(7)	介護支援専門員	1名
(8)	医師	1名以上
(9)	栄養士	1名以上
(10)	調理員	4名以上

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員をおくことがで

きる。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長 (管理者)

施設を管理運営する。

(2) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

入所者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関するに従事する。

(4) 介護職員

入所者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

(5) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

入所者の機能訓練に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、入所者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

(8) 医師

入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(9) 管理栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

(事務分掌)

第6条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 職員全体会議 (2) 幹部会議 (3) 処遇会議 (4) 給食会議
(5) その他施設長が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

(1日当たりの利用料金)

第8条 施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスに係る費用として利用料の1割相当分（法定費用）とする。

2 居住費及び食費負担については、介護保険対象外とし実費負担とする。介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

3 法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め入所者に対し説明を行い入所者の同意を得るものとする。尚、利用料及びその他の費用の額の詳細については、契約書及び重要事項説明書に記載するものとする。

（利用料等の受領）

第9条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から、当該指定介護福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護施設を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入所者から受けることができる。

（1）厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要とする費用。

（2）入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要とする費用。

（3）理美容代

（4）その他、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

（施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額）

第10条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入所者その者が介護認定審査会において審査された要介護度により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第11条 入所者は、次の事項に留意すること

（1）入所者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの援助による日課を励行し、共同生活の秩序を保つこと。

- (2) 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。
- (3) 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等は、特別な理由がない限り受診する。
- (4) 入所者は、施設の清潔、整とん、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。
- (5) 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は慎むこと。又むやみに他の利用者の居室等に立ち入ってはならない。
- (6) 喫煙は指定した場所で行うこと。
- (7) 施設内で他の利用者の対する宗教活動及び政治活動等は行わないこと。
- (8) 利用者が外出・外泊をする場合には所定の手続きにより管理者に届けること。
- (9) 故意に施設もしくは物品に損害を与えたり持ち出してはならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 12 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第 13 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(入退所)

第 14 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合はその他入所申込者に対し他適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境に照らしその者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活

を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

- 8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業所等に対する情報その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第 15 条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請がすでに行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合の入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

（入退所の記録の記載）

第 16 条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保健施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

第 17 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

（施設サービス計画の作成）

第 18 条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように 支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して、説明し、同意を得るものとする。

- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計

画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第 19 条 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよその者の心身の状況等に応じてその者の処遇を妥当適切に行う。

- 2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 施設は、施設介護福祉サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。やむを得ず身体拘束を行う場合とは、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の 3 要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への説明同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。
- 5 施設は、自らその提供する施設介護福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介 護)

第 20 条 介護は、入所者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。
- 5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

第 21 条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮し適切な時間に提

供する。

食事時間は 朝 食 午前 7 時 3 0 分から

昼 食 午後 1 2 時 0 0 分から

夕 食 午後 6 時 0 0 分から

- 2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

(相談・援助)

第 22 条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供)

第 23 条 施設は、教養娯楽等の設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続についてその者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

- 3 施設は、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族の交流等の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 24 条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 25 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取るものとする。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しないものについてはその限りではない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第 26 条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね 3 ヶ月後には退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむ得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入所することができるものとする。

(入所者に関する保険者への通知)

第 27 条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第 28 条 施設は、入所者に適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制は別紙のとおりとする。

(月ごとの勤務割表を作成する)

2 施設は、当該指定介護老人福祉施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 施設は、職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保する。

(緊急時等の対応)

第 29 条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関及び関係機関に連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 30 条 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに保険者、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

2 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合がある。

(非常災害対策)

第 31 条 施設は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

1 消火、避難警報その他防水に関する設備、及び火災発生の際のある箇所の定期点検を行う。

2 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等を実施する。

3 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(虐待防止に向けた体制等)

第 32 条 施設は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を置く。

- 1 施設では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- 2 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。
なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。
- 3 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(衛生管理等)

第33条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(業務継続計画の策定等)

第34条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第35条 施設は入所定員及び居室の定員を越えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第 36 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を行う。

(協力病院等)

第 37 条 施設は、入院等の治療を必要とする入所者のために、協力医療機関として中部徳洲会病院及びこうち歯科医院と提携する。

(掲 示)

第 38 条 施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第 39 条 施設の職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 40 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 41 条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他、物件の提出若しくは掲示の求め、又は当該保険者の職員からの質問、若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して

国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第 42 条 施設はその運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を
行う等の地域との交流に努める。

(会計の区分)

第 43 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区別する。

(記録の整備)

第 44 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備しその
完結の日から 2 年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は改正し、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は改正し、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は改正し、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は改正し、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は改正し、平成 19 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は改正し、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は改正し、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は改正し、平成 21 年 4 月 5 日より施行する。

この規定は改正し、平成 21 年 12 月 1 日より施行する。

この規程は改正し、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は改正し、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は改正し、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は改正し、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は改正し、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。